

大野ジュニアウインドオーケストラ指導者内規

(趣旨)

第1条 この内規は、休日部活動の地域移行後の指導を担う者（以下「指導者」という。）について、大野ジュニアウインドオーケストラ規約に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(指導者)

第2条 指導者は、大野町音楽協会から委嘱を受けた者とする。

2 指導者は、統括指導者、指導者及びボランティア指導者とする。

3 指導者は、自治体で実施する研修会等に参加し、質の向上に努めるものとする。

4 指導者は、専門としている分野の技術指導を行う。

(指導者の職務)

第3条 指導者の職務は、次に定めるものとする。

(1) 生徒のレベルやニーズに合った活動目標や計画の立案

(2) 活動計画及び指導月報の作成。月の予定表は、必要に応じて作成する。

(3) 楽器等の点検や管理

(4) 大野ジュニアウインドオーケストラの活動に必要な費用の適正な支出

(5) 部活動顧問との連携及び平日における部活動の指導内容や生徒の様子把握

(6) 保護者との連絡連携

(7) 事故発生時の対応

(8) 活動施設の予約申請等及び保護者との調整

(9) コンクール等の引率、参加の手続

(10) コンクール等運営に関わる役割

(11) その他大野ジュニアウインドオーケストラの運営に必要な事項

(指導者謝金)

第4条 統括指導者及び指導者の謝金（以下「謝金」という。）は、指導月報に基づき大野ジュニアウインドオーケストラから支払うものとする。

2 謝金は、統括指導者へは1日につき5,000円、指導者へは1日につき1,500円（3時間程度）とし、規定の回数分の支払とする。ただし、コンクールへ引率の場合も、活動時間に関わらず1回分の支払とする。

3 謝金の支払は、半期毎とする。

(費用弁償)

第5条 コンクール等参加にかかる指導者の費用弁償は、大野町職員等の旅費に関する条例（昭和54年大野町条例第14号）に定める費用のうち、予算の範囲内で支払うものとする。

2 県外へのコンクール等参加の費用弁償は、大野町中学生県外大会出場者補助金交付規定に基づき支給する。

(指導者保険料)

第6条 指導者の保険料は、大野ジュニアウインドオーケストラが負担するものとする。

(指導者数)

第7条 活動に必要な指導者の人数は、2名以上とする。

2 前項の規定に関わらず、指導者1名の他、保護者による見守などを加えることで最低2名の指導者等となる場合において、緊急時などに対応できる体制である場合に限り、活動可能とする。ただし、未成年のきょうだいによる見守は行えないものとする。

3 指導者が不在の場合は、いかなる場合も活動を認めないものとする。

(委任)

第8条 この内規に定めるもののほか必要な事項は、大野ジュニアウインドオーケストラが別に定める。

附 則

この内規は、公布の日から施行する。